

裁 決 書

審査請求人

処分庁 高松市福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が平成 28 年 12 月 22 日に提起した処分庁による生活保護法第 63 条の規定に基づく費用返還金決定処分（以下「本件処分」という。）に関する審査請求（生活保護法第 63 条返還金決定処分取消請求事件（平成 28 年健康第 6 号）。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

第 1 事案の概要

- 1 請求人は、処分庁のケース記録票によると平成 24 年 11 月 16 日夜に手紙で生活保護申請の意思表示をし、手持金の減少を理由に、同日付けで生活保護が開始された。
- 2 請求人は、平成 25 年 12 月に、同月分の保護費として [] 円の支給を受けた。
- 3 平成 25 年 12 月 12 日に請求人が [] であるとして [] より照会があったため、処分庁は、同月 16 日に、請求人の [] について、[] へ照会をした。
- 4 処分庁は、平成 25 年 12 月 26 日に、[] より請求人が同月 5 日に [] され、[] との回答を得たので、保護を要しない状態が継続すると認められるとして、翌 27 日に同月 6 日付けで保護を停止した。

5. 処分庁は、[]で、平成 26 年 2 月 28 日に、請求人の []なるとの回答を得たので、保護を要しない状態が継続すると認められるとして、平成 26 年 2 月 1 日付けで生活保護を廃止した。
6. 平成 28 年 7 月 24 日に[]請求人は、[]をしていたが、預貯金、手持金は僅かで資産も無く、身内も無く、生活を維持することが困難となつたため、翌 25 日に生活保護の申請を行つた。
7. 請求人は、平成 28 年 7 月 25 日付けで、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）63 条の規定に基づく [] 円の費用返還の通知があつたときは、早急に返還することを約束する旨の誓約書を提出した。
8. 請求人は、平成 28 年 8 月 12 日に、手持金の減少を理由として、同年 7 月 25 日付けで生活保護が開始された。
9. 平成 25 年 12 月 6 日の保護停止に伴い、同月 6 日から同月 31 日の間の保護費が過支給となつていたため、処分庁は請求人に対し、平成 28 年 9 月 28 日付けで本件処分を通知した。
10. 平成 28 年 9 月 29 日付けで、請求人は処分庁に、一度に返還することができないことを理由に、同年 10 月から平成 30 年 3 月まで分割納付を依頼する履行延期申請書を提出した。
11. 処分庁は、請求人の生活状況・資産状況等を検討した結果、全額の一括返済は困難と判断し、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）171 条の 6 の規定に基づく分割返済を承認する旨の通知を、平成 28 年 10 月 20 日付けで行った。

第 2 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人は、概ね次のとおり主張し、本件処分が違法・不当であるとして、本件処分の取消しを求めている。

- (1) 費用返還金 [] 円は、受給日に請求人が直接受け取った金額であるが、そのうちの約 [] 円ほどについては [] において [] に紛失したものである。
- (2) [] 、請求人が確認したところ、残金は [] 円ほどしか持つていなかった。
- (3) 請求人が使つたり隠し持つたお金なら返さなくてはならないが、そうではない上に、現状、生活している毎月の家計のやりくりが苦しくてお金に余裕がなく、返すお金がない。

2 処分庁の主張

処分庁は、概ね次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めてい。る。

- (1) 請求人は、「[REDACTED]にて約[REDACTED]円を紛失してしまい、お金を使ったり、隠し持っているものではなく、生活状況にも余裕がないため、お金を返すことができない。」旨を主張している。生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「課長事務連絡」という。）問13-5の(2)のアによれば、盜難等の不可抗力により紛失したという事実が証明されれば、控除できるとされているものの、本件返還金については紛失した事実は証明されておらず、盜難等の不可抗力により消失したものとは認められないため、請求人の主張をもって本件処分を取り消すことはできない。
- (2) 請求人は、「[REDACTED]に残金が[REDACTED]円しか残っていないかった。」旨を主張している。しかし、平成28年7月25日に生活保護の申請を行った際、請求人自らが提出した資産等の保有状況届出書には、現金[REDACTED]円と預貯金額[REDACTED]円と記載されており、対応した職員もこれを確認していることから、請求人が、[REDACTED]の残金が[REDACTED]円との主張は、事実と異なるものであって、本件処分を取り消す理由となるものではない。
- (3) 請求人は、「今回決定した返還金について、毎月の家計のやりくりが苦しく、返す返さないに関わらず、余裕がなく、返すお金が本当にはない。」旨を主張している。しかし、平成28年9月29日に請求人は、全額での一括返還はできないものの、生活に支障をきたさない範囲の金額であるとして分割返還の申請書を提出したものである。処分庁は、請求人の意思を尊重し、申請書に基づき、申請どおりの分割返還額を承認したものである。この分割での返還が決定された後に、自分には返還するお金がないなどと主張することは、明らかに恣意的で整合性を欠くものであって、このような請求人の主張をもって本件処分を取り消すものではない。

第3 理由

- 1 生活保護の停止及び廃止、費用返還義務並びに法63条に基づく返還額の決定について、法及び通知に次のとおり定められている。
 - (1) 法26条に「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。（略）」とある。
 - (2) 法63条に「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内に

おいて保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」とある。

(3) 課長事務連絡問 13-5 に「(問) 災害等による補償金を受領した場合、年金を遡及して受給した場合等における法第 63 条に基づく返還額の決定に当たって、その一部又は全部の返還を免除することは考えられるか。

(答) (1) (略) したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。(2) しかしながら、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。(略) ア 盜難等の不可抗力による消失した額。(事実が証明されるものに限る。)(略) とある。

2 これらを踏まえ、本件審査請求について検討する。

(1) 生活保護の停止及び廃止については、法 26 条によると「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し」としており、処分庁は、生活保護受給者が [] 場合には、「[]

[]により衣食等の処遇がなされるため、保護を要しない状態が継続すると認められるとして、平成 25 年 12 月 6 日付けで生活保護の停止及び平成 26 年 2 月 1 日付けで生活保護の廃止を決定したことに違法又は不当な点はない。

(2) 平成 25 年 12 月支給の保護費について、生活保護の停止日以降の保護費は、本来請求人が受けることのできないものであり、また、法 63 条の返還額について、課長事務連絡問 13-5 の (2) のアによれば、事実が証明されたものに限り、盗難等の不可抗力による消失した額を本来の要返還額から控除して差し支えないとされているが、請求人の主張する [] の紛失は証明されたものでないから、本来の要返還額から控除を行わず全額を返還額として、法 63 条の規定に基づき返還を求めたことに違法又は不当な点はない。

(3) しかしながら、本件処分の前提となる保護の停止について、法 26 条は、保護の停止又は廃止を決定したときは、「書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない」としているが、処分庁のケース記録には書面により停止又は廃止決定の通知をした旨の記載がなく、処分庁に改めて確認したところ、処分庁が請求人に対し、停止又は廃止を決定した旨の書面を手渡し又は郵送で通知したという事実は確認できないとのことであったことから、請求人に対して書面による通知を行っているとは判断できない。

(4) 「法 26 条によれば、実施機関は、保護停止等の処分をしたときは、書面

をもって被保護者に通知しなければならない。このように法が書面による通知を必要とした趣旨は、保護停止等が被保護者の権利利益に重大な影響を与える処分であることから、処分の存在及び内容の明確性を担保するとともに、被保護者に処分の存在及び内容を正確に知らしめ、不服申立ての機会を付与する点にあると解され、書面による処分の通知は被保護者の利益保護のため重要な手続であるといえる。そうであれば、書面による通知は、処分後速やかに、できる限り確實に行われなければならず、実施機関は通知書交付のため相当と認められる方策を尽くす必要があると解すべきである。（福岡地方裁判所平成 21 年 3 月 17 日判決）」とされており、本件についてみると、前記のとおり、処分庁のケース記録等から、処分庁において通知書交付のため相当と認められる方策を尽くしたとはいえない。

- (5) 以上から、本件処分は、本件処分以前にその前提となる停止の通知が行われておらず、法 26 条に規定する書面による処分の通知において手続きに瑕疵があり、法に基づき適正になされたと認められない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があると認められるため、行政不服審査法 46 条 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成 30 年 1 月 22 日

審査庁 香川県知事 浜田 恵造



